

道徳教育にかかわる今日的課題

赤堀博行

いじめ問題と道徳教育

平成 24 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について

平成 25 年 12 月 10 日(火) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課

いじめの定義

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取る必要がある。

平成 24 年度のいじめの認知学校数・認知件数：小学校（国公立）



	学校総数:A(校)	認知した学校数:B(校)	比率:B/A×100(%)	認知件数:C(件)	1校あたり発生件数: C/A(件)
小学校	21,460	11,207	52.2	117,383	5.5
中学校	10,746	7,636	71.0	63,634	5.9

いじめの認知件数、1校当たりの発生件数の推移

年度(平成)	小学校		中学校	
	認知件数	1校当たりの発生件数	認知件数	1校当たりの発生件数
18	60,897	2.7	51,310	4.7
19	48,896	2.2	43,505	4.0
20	40,807	1.8	36,795	3.4
21	34,766	1.6	32,111	2.9
22	36,909	1.7	33,323	3.1
23	33,124	1.5	30,749	2.8
24	117,383	5.5	63,634	5.9

いじめの態様

区分	小学校		中学校	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	74,044	63.1	42,458	66.7
仲間はずれ、集団による無視をされる。	27,286	23.2	11,922	18.7
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	27,067	23.1	11,928	18.7
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	11,087	9.4	4,237	6.7
金品をたかられる。	3,870	3.3	1,559	2.4
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	10,837	9.2	4,741	7.5
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	10,948	9.3	4,626	7.3
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	1,679	1.4	3,700	5.8
その他	5,059	4.3	2,002	3.1

冷やかしか：冗談などを言ってからかうこと
からかい：相手が困ったり怒ったりするようなことをしておもしろがる。

(注1)複数回答可とする。

(注2)構成比は、各区分における認知件数に対する割合。

いじめ問題等への対応について（第一次提言）概要

平成25年2月26日 教育再生実行会議

1 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。

2 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定

3 学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任のある体制を築く。

4 いじめられている子を守り抜き、いじめている子には毅然として適切な指導を行う。

5 体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの策定

- 道徳を新たな枠組みによって教科化し、指導内容を充実。
- 効果的な指導方法を明確化し、全ての教員が習得できるよう普及。道徳の教材として具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材等を重視。
- 家庭や地域で大人が率先垂範して一人の人間としての在るべき姿を示し、しつけるべきことをしつける。

いじめ防止対策推進法

平成25年6月28日

平成25年法律第71号

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として

(1)道徳教育等の充実

(学校におけるいじめの防止)

第十五条

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

○ 「心のノート」活用推進事業

平成26年度使用分の「心のノート」印刷・配布及び内容の改訂作業を行う。

- ① 教育再生実行会議第一次提言を踏まえた改訂を行う。
- ② 児童生徒が道徳的価値や規範意識について自ら考え、実際に行動できるようになることに資する内容とする。
- ③ 授業における中心的な教材として活用できる内容・構成とする。
- ④ 平成26年4月から使用できるようにする。

今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）

～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～

平成25年12月26日 教育の充実に関する懇談会

第1章 なぜ今道徳教育の充実が必要なのか

- 道徳教育は、自立した一人の人間として人生を他者とともにより良く生きる人格の形成を目指すものであり、教育の根本に据えられるべきもの。
- 道徳教育の現状については、理念の共有や教員の指導力など多くの面で課題が存在。
- 今後の社会において、道徳教育は人間教育の普遍的で中核的な構成要素であるとともに、その充実、今後の時代を生き抜く力を一人一人に育成する上での緊急課題。
- 道徳教育が学校の教育活動全体の真の中核としての役割を果たすよう、早急に抜本的な改善・充実を図ることが必要。

第2章 道徳教育をどのような方向に改善することが求められるか

※学習指導要領に定める道徳教育の目標、内容、指導方法、評価について、以下の観点から改善。

1. 道徳教育の目標について

- 道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行うとの考え方は今後とも重要。
- 道徳教育の目標とその要である「道徳の時間」の目標とをわかりやすい記述に改め、両者の関係を明確化。

2. 道徳教育の内容、指導方法、評価について

① 道徳教育の内容

- 発達の段階ごとに特に重視すべき内容を明確化。その際、いじめの防止や生命の尊重、自律心、家族や集団の一員としての自覚、ルールやマナー、法の意義を理解して守ること、社会の一員としての主体的な生き方、アイデンティティなどに特に留意。

② 道徳教育の指導方法

ア 児童生徒の発達の段階をより重視した指導方法の確立・普及

※ 多角的・批判的に考えさせたり、議論・討論させたりする授業の重視。

イ 道徳的実践力を育成するための具体的な動作等を取り入れた指導や問題解決的な指導等の充実

※「道徳的実践力」を効果的に育成するための手段として、ロールプレイやコミュニケーションに係る具体的な動作や所作の在り方等に関する学習、問題解決的な学習を一層積極的に活用。

ウ 「道徳教育の全体計画」等の実質化、道徳の時間と各教科等との関連付けの強化

※校長のリーダーシップによる実質のある「道徳教育の全体計画」の作成と「道徳の時間の年間指導計画」等との関連付けの強化、保護者や地域への積極的な働きかけ。

③ 道徳教育の評価

- 数値による評価は今後とも実施しない。
- 指導要録に、児童生徒の学習の様子を記録し、意欲や可能性を引き出すための記述式の欄を設けることや、「行動の記録」の効果的な活用など、多様な評価方法を検討。

今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）

～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～

平成25年12月26日 教育の充実に関する懇談会

3. 教育課程上の位置付けについて

- 道徳教育については、体系的な指導により道徳的価値に関わる知識・技能を学ぶという「教科」と共通する側面と、人格全体に関わる力を育成する側面の双方の総合的な充実を図ることが重要。
- このことを踏まえ、今後、道徳教育の一層の充実を図るため、道徳の時間を、学校教育法施行規則において、例えば、「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに位置付け、所要の改善を行うことについて専門的に検討すべき。

第3章 道徳教育の改善・充実のためにどのような条件整備が求められるか

1. 教材・教科書について

① 「心のノート」の全面改訂

- 全面改訂された新「心のノート」（仮称）は、26年度から全国の小・中学校等に配布予定。道徳の時間をはじめとする道徳教育や家庭での教育において十分に活用され、効果を上げることが期待。

② 教科書

- どの学校でも一定水準の授業が実施されるよう、主たる教材を安定的・継続的に提供するため、「特別の教科 道徳」（仮称）に教科書を導入することが適当。
- その際、出版社の切磋琢磨による質の向上などの観点から、検定教科書とすることが適当。
- 今後、検定に際しての具体的な判断基準となる学習指導要領や検定基準の具体的な在り方などについて、慎重かつ丁寧な検討を行うべき。
- 検定教科書が用いられるまでは、新「心のノート」（仮称）を中心的教材として活用。

2. 教員の指導力向上について

① 学校における指導体制

- 学級担任が、「特別の教科 道徳」（仮称）の指導を行うことを引き続き原則とする。
- 道徳教育に優れた指導力を有する教員を「道徳教育推進リーダー教師」（仮称）として加配措置し、地域単位の道徳教育を充実・強化。

② 教員研修等

- 管理職・教員の意識改革や資質・能力の向上を図るための研修、教育委員会担当者や道徳教育推進教師等に対する研修を充実。
- 学校全体として授業改善のための校内研修を充実。

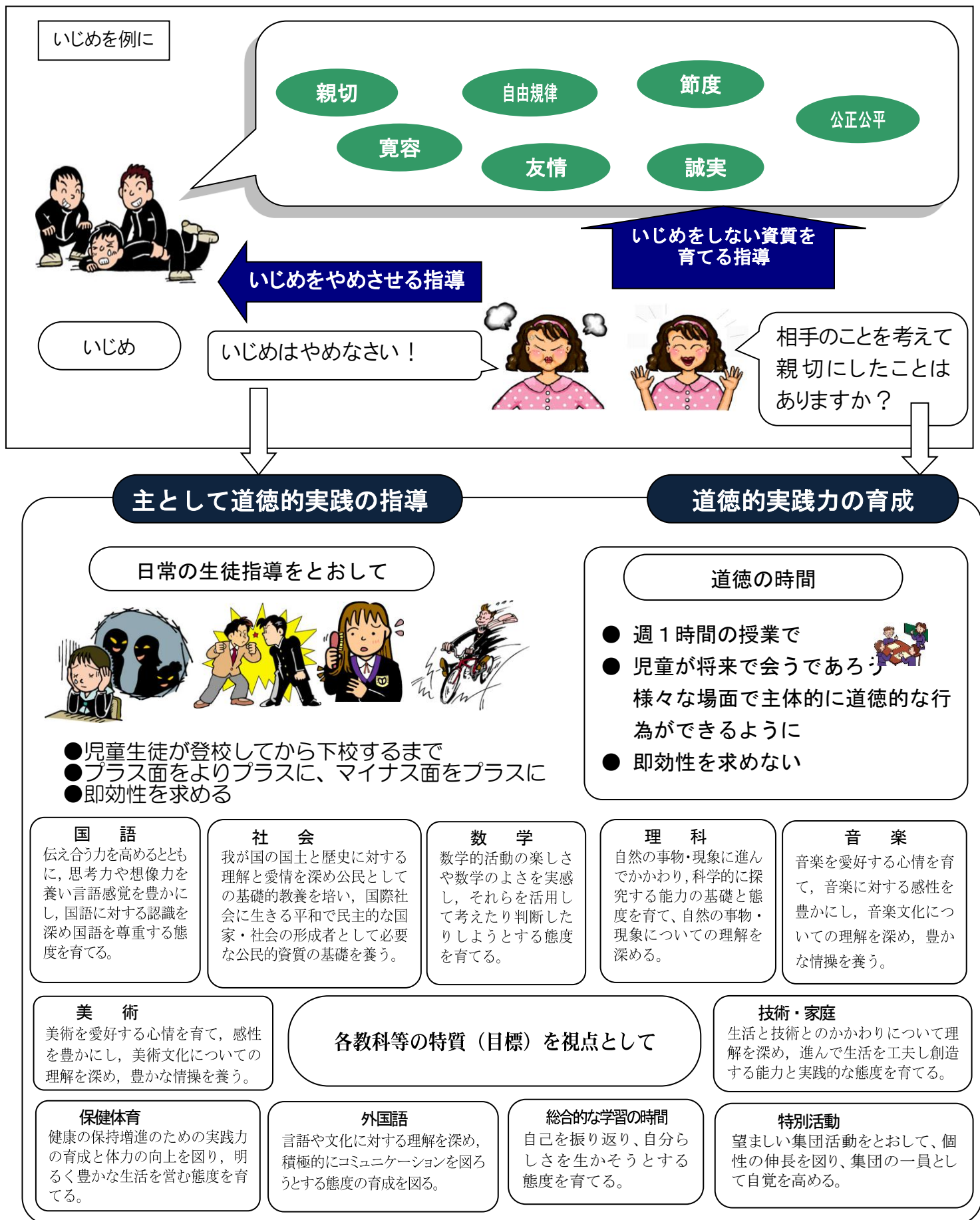
③ 教員養成・免許

- 大学の教員養成課程におけるカリキュラムの改善、履修単位数を一定程度増加させることも検討。教育実習での道徳教育の実地経験の充実も検討。

3. 学校、家庭、地域の連携の強化について

- 子供たちの道徳性の育成に学校、家庭ぐるみで取り組むべき。
- 地域社会との連携・協力体制の構築、社会全体で道徳教育に取り組む気運を高める。

学校における道徳教育



道徳教育の背景

1 道徳教育の目標

■ 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育

学校における道徳教育は、道徳の時間を要として

学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、

各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、

児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

■ 道徳教育が目指すもの

道徳教育は、

- ① 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う。
- ② 豊かな心をはぐくむ。
- ③ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る人間を育成する。
- ④ 公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間を育成する。
- ⑤ 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する人間を育成する。
- ⑥ 未来を拓く主体性のある日本人を育成する。
- ⑦ その基盤としての道徳性を養う。

■ なぜ「学校の教育活動全体」なのか？

我が国の教育の根本を定めた法律 教育基本法 前文

■ 民主的で文化的な国家を更に発展

■ 世界の平和と人類の福祉の向上への貢献

これらの理想を実現するための人間の育成

個人の尊厳を尊重

真理と正義を希求

豊かな人間性と創造

公共の精神を尊重

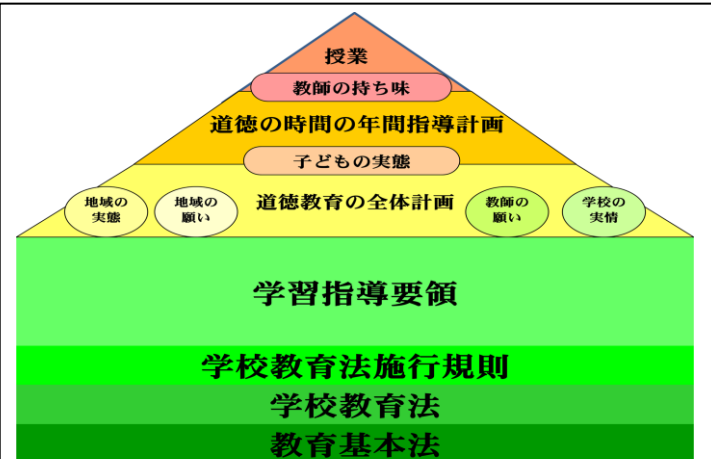
豊かな人間性

- 美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性
- 正義感や公正さを重んじる心
- 生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観
- 他人を思いやる心や社会貢献の精神
- 自立心、自己抑制力、責任感
- 他者との共生や異なるものへの寛容などの感性
- 道徳的価値を大切にする心

道徳教育

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かすことなどを通して、主体性のある日本人を育成するため、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを目標とし、学校の教育活動全体を通じて行われるものである。

⇒道徳教育は、教育基本法の理念や学校教育法の目標を実現するために重要な役割を果たす。



学習指導要領の改訂と道徳教育

■ 道徳の時間の役割を「道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」とし、「要」という表現を用いて道徳の時間の道徳教育における中核的な役割や性格を明確にした

道徳教育の「要」ということは道徳の時間以外にも道徳教育があるんだね！



学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。



各教科などでも道徳教育を行うことが示されているのですか？

学習指導要領の「第2章各教科」及び「第4章外国語活動」、「第5章総合的な学習の時間」、「第6章特別活動」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」においても、その趣旨を新たに規定



各教科などの道徳教育って、どんな内容を指導するのですか？

第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、〇〇〇の特質に応じて適切な指導をすること。



それでは、道徳の時間以外の道徳教育をいつ、どのようにやるのかを明らかにする必要がありますね。

道徳の内容項目のすべてが、道徳の時間の内容として計画的、発展的に取り上げるべきものであり、教育活動全体でも、各教科等の特質に応じて指導するものであることを明示

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

道徳教育の全体計画には、教育活動全体での指導の充実とともに、計画自体に具体性をもたせ、より活用しやすいものとするため、各教科等の道徳性の育成の指導の「内容及び時期」を含める必要があることを明示

全体計画にそんなにたくさんの情報は入りませんよ！



例えば、各教科等における道徳教育にかかわる指導の内容及び時期を整理したもの…を別葉にして加えるなどして、年間を通して具体的に活用しやすいものとするのが考えられる。(解説)



別葉も含めた全体計画は、そう簡単には作れませんよ！

各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を具体的な計画の下で、組織的に推進することは、一部の教師だけではできません。そこで、計画作りも含めて、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に道徳教育を進めることが示されたのですね！



教育活動全体を通じて行う道徳教育の進め方

学校としてどのような子供を育成するのかを明らかにする

- 教育関係法規の規定，時代や社会の要請や課題，教育行政の重点施策
- 学校や地域の実態と課題，教職員や保護者の願い
- 子供の実態と課題

基本的把握事項

- 教育基本法、学校教育法、思いやりあふれる〇〇県、など
- 核家族が多い、地域コミュニティが発展途上
- 人との豊かななかかわりをもたせたい、思いやりの心をはぐくみたい

道徳教育の重点目標を明確にする

- 基本的把握事項、学校の教育目標との整合性を図る

道徳教育の重点目標

人間尊重の精神を基盤として、他者とのかかわりの中で、思いやりの心をもち助け合おうとする態度を育てる。

学校の教育目標

豊かな創造力や実践力を持ち人間性豊かな子供を育てる

- 進んで学ぶ子ども
- 思いやりがあり助け合う子ども
- がんばりぬく子ども

道徳教育の重点目標のポイントを明確にする

- 道徳の内容とのかかわりを明らかにする。

各学年の指導の重点を明らかにする

相手のことを考えて思いやりのある行動ができるようにする

- 道徳の内容：2－(2) 親密にかかわる内容

道徳の時間の方針を明確にする

年間指導計画を作成する際の観点や重点目標にかかわる内容の指導の工夫，校長や教頭等の参加，他の教師との協力的な指導等を記述。

道徳の時間以外の指導で、どのような場面でどのように2－(2)の指導をするのかを検討する。

（指導の方針、内容及び時期）

- 道徳の時間の特質を生かして、子供が自分とのかかわりで道徳的価値について考えられるような授業を展開する
- 各学年ともに2－(2)の内容を重点として授業を創造する。

学校の全教職員が協力して、学校の道徳教育の重点にかかわる具体的な道徳指導を検討しましょう！



道徳の時間の年間指導計画

道徳教育の全体計画 別葉

各教科等の指導を通じて道徳性を養うための視点

(1) 道徳教育と各教科の目標、内容及び教材とのかかわり

- 各教科等の目標や内容には、子供の道徳性の育成に関係の深い事柄が直接、間接に含まれている。
- 各教科等において道徳教育を適切に行うためには、まず、それぞれの特質に応じて道徳教育にかかわる側面を明確に把握する必要がある。
- それらに含まれる道徳的価値を意識しながら指導することで、道徳教育の効果も一層高めることができる。



(2) 学習活動や学習態度への配慮

- 各教科等では、それぞれの学習場面で活動への取組の姿勢がはぐくまれ学習態度や学習習慣が育てられていく。
 - 子供が伸び伸びとかつ真剣に学習に打ち込めるよう留意し、学級の雰囲気や人間関係に思いやりがあり、自主的かつ協力的なものになるよう配慮する。
 - 学習態度の習慣化が必要になる
 - ・ 話合いの中で自分の考えをしっかりと発表し、友達の意見に耳を傾けること
 - ・ 各自で、あるいは協同して課題に最後まで取り組むこと
- ⇒ 各教科等の学習効果を高めるとともに、望ましい道徳性を育てることにもなる。



(3) 教師の態度や行動による感化

- 教師の言葉や子供への接し方などは、子供の道徳性が育つよりよい学級の雰囲気や環境をつくるとともに、児童の人格の形成に直接、間接に影響をもつ。
 - 教師の授業に臨む姿勢や熱意は、授業中の様々な態度や行動となって現れる。

⇒ 子供の態度や行動にも反映し、学級の雰囲気をつくる。
- 例** ・ 真理を学ぶことへの姿勢は、教師の姿から学ばれることが多い。
⇒ 教師の探究心や真理に対する謙虚さが、子供の実践意欲を触発するからである。

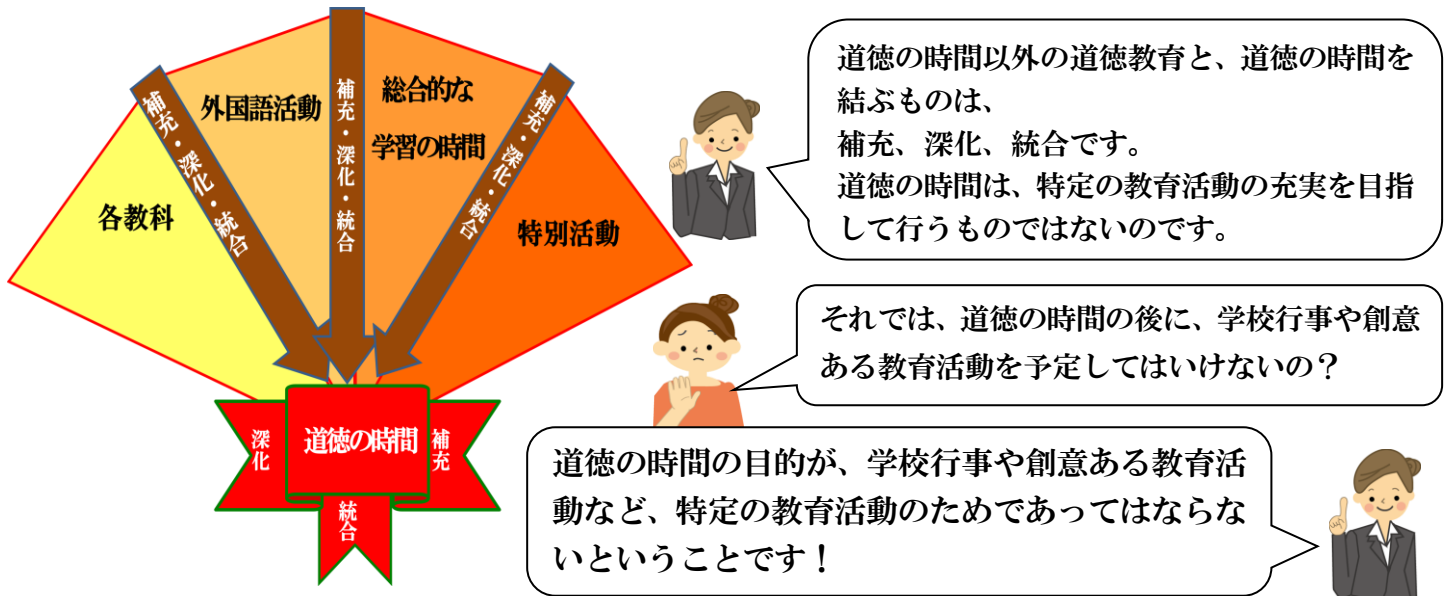
- ★ 教師は、授業内容の指導に力を入れると同時に、道徳の目標や内容に示されている精神を自らが授業の中で実践するよう心掛ける必要がある。



道徳教育と道徳の時間との関連

道徳の時間の目標

道徳の時間以外における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によって、それらを**補充**、**深化**、**統合**し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成する。



それぞれの教育活動で行われる道徳性育成の指導が、道徳の時間において補充、深化、統合されると同時に、道徳の時間で行った指導が学校の教育活動全体に波及し、生かされていくという関係

道徳の時間は、

- 道徳的実践力の育成を目指して行われるものである。

例：将来、勇気と希望をもって、くじけないで努力できるように！

- 道徳の時間の指導が授業以降のさまざまな教育活動に生きることがある。
- 特定の教育活動の成果をねらって行うものではない。

例：運動会の成果をねらって行うものではない。

道徳の時間で、困難を乗り越えて努力することを勉強したから、組体操をしっかりとがんばっています！



道徳の時間の基本的な考え方

（「第3章道徳」の「第1 目標」後段）

道徳教育の目標は、道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め道徳的实践力を育成するものとする。

- 各教育活動における道徳教育と密接な関連を図る
 - 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の特質に応じて行う道徳教育を明確にする。（いつ、どのような指導をするのか）
 - 各教科等と道徳の時間の指導のねらいが同じ方向をもつとき、学習の時期を考慮する。（指導計画の工夫）
 - 各教科等における道徳教育の状況（子供がどのような学びをしたか）を吟味する。
 - 道徳の時間において補充、深化、統合を図る。

(1) 計画的、発展的に指導する

年間指導計画に基づく適切な指導

道徳の時間の大きな特徴

学校の教育活動全体で行う道徳教育との関連を明確にし、子供の発達段階に即しながら、道徳の内容に示された基本的な道徳的価値の全体にわたって計画的、発展的に指導する。

道徳の内容のすべてについて確実に指導することができる見通しのある計画を作成する。

(2) 学校の教育活動全体で行う道徳教育を補充、深化、統合する

補充

子供は、学校の諸活動の中ですべての道徳的価値について感じたり考えたりする機会があるとは限らない。

道徳の時間は、学校の諸活動で考える機会を得られにくい道徳的価値について補充する役割がある。

深化

子供は、体験の中で道徳的価値の意味などについて必ずしもじっくりと考え、深めることができているとは限らない。

道徳の時間は、このように道徳的価値の意味やそれと自己とのかかわりについて一層考えを深化させる役割がある。

統合

子供が多様な道徳的体験をしていたとしても、それぞれがもつ道徳的価値相互の関連や、自己とのかかわりの全体的なつながりなどを考えないままに過ごしてしまうことがある。

道徳の時間は、それらを統合し、子供に新たな感じ方や考え方を生み出すというような役割もある。

(3) 道徳的価値の自覚を深める**1 道徳的価値について理解する****① 価値理解**：道徳的価値は大切であること

友達と仲良くすると本当楽しいんだなあ…



目標に向かってがんばってやり遂げたときはいい気持ちだなあ…

② 人間理解：道徳的価値は大切ではあるが実現は難しいこと

困っている人に親切にするのは大事だけれど、声をかけることは難しいなあ…



みんなで使う物や使う場所で、うっかりみんなに迷惑をかけてしまうことがあるなあ…

③ 他者理解…道徳的価値の実現に向けては多様な感じ方・考え方があること

正しいと思ったことをやるときにも、いろいろな考え方があるなあ…



お世話になって「ありがとう」と言うときにも、いろいろな思いがあるんだなあ…

2 自分とのかかわりで道徳的価値がとらえられる。

- 道徳的価値についての理解（価値理解、人間理解、他者理解）を自分とのかかわりで行う。
- 自分とのかかわりで道徳的価値を理解することで、あわせて自己理解が深まる。

3 道徳的価値にかかわる課題を培い人間としての生き方についての自覚を深める。

- 道徳的価値にかかわる課題を培うために、現在の自分自身を知る。



今までに、家族のことを考えて役に立てたことはあったかなあ…



今までに、礼儀正しくしなくてはいけないときに、失礼してしまったことはなかったかなあ…

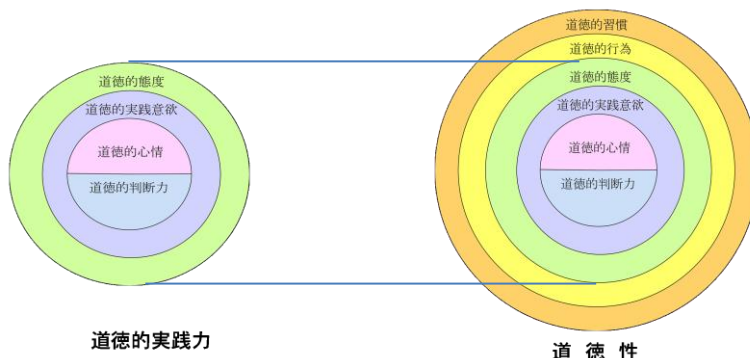
●道徳的価値の自覚を深める「自分とのかかわりで道徳的価値がとらえる（自己理解を深める）」ことを強化することが重要である。

(4) 道徳的実践力を育成する

（解説 P 30～31）道徳的実践力とは、

人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の児童が道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。

それは、主として、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的实践意欲と態度を包括するものである。



■ 子供たちが将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を育てるためには

■ 子供一人一人が道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めること重要

★ 道徳の時間が目指すものは、子供の将来に生きる内面的な資質であり、直近の子供の行動に資することを目的とするのではない。

→ 道徳の時間の指導は、子供の変容を直接的に求めるものではない。即効性を求めない。